

## “阪大生向けパソコン”に付属する保証・保険について

本文章は、大阪大学生協同組合(以下:大阪大学生協)が2026年度新入生の方に向けてご提案の「阪大生向けパソコン」に付属する、メーカー保証および動産保険について概要を説明するものです。

メーカー保証および動産保険は、メーカー・メーカー委託修理業者・保険会社の判断により適用されます。

### 1. 対象

A) 大阪大学生協が2026年度新入生に販売し、かつ4年間（一部機種は6年間）のメーカー保証、動産保険が付属すると記載しているもの。

- Panasonic Let's note FC6（メモリ16GB版・32GB版ともに）
- NEC LAVIE SOL
- Apple MacBook Air
- Apple iPad Air
- Apple Pencil Pro

### 2. 機種ごとの保証・保険内容

A) Panasonic Let's note FC6

- メーカー保証について

#### ➤ 期間

- ◆ ご購入から4年間\*がメーカー保証期間となります。
  - ・ 保証書にはメーカー保証1年間と記載がありますが、修理時は実際には型番により自動的にメーカー保証4年間\*として対応されます。

※メモリ32GB版は6年

#### ➤ 範囲

- ◆ メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。
- ◆ メーカー保証適用はメーカーの判断によります。

- 動産保険について

#### ➤ 期間

- ◆ ご入学から4年後\*の3月31日までが動産保険適用期間となります。
- ◆ 休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。
- ◆ 退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。

※メモリ32GB版は6年

#### ➤ 範囲

- ◆ 水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、修理費用が1年間

更新日：2026/02/03

あたり最大 200,000 円まで補償されます。

- ◆ 補償限度額は毎年度 4 月 1 日にリセットされます。
  
- 免責金について
  - ◆ 修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故 1 件につき 5,000 円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。
  
- 再購入補助制度について
  - ◆ 修理見積金が額補償限度額の 200,000 円を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に 200,000 円の補償が適用され、実質的に同額分割引でパソコンを購入することができます。
    - ・ 再購入補助では免責金 20,000 円が発生し事実の割引額は 180,000 円になります。
  - ◆ 再購入補助が適用されるにあたって保険会社による審査が必要なため、2 週間程度お待ち頂くことがあります。
  - ◆ 再購入補助ご利用時、修理予定であったパソコン本体は返却致します。なお、保険制度上返却後のパソコンの利用・売却等は認められませんので適切にご自身で廃棄ください。
  - ◆ 再購入補助を適用した場合、破損・水濡れ等に対する動産保険契約は終了し、再購入補助にて購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。
  
- 盗難に対する補償について
  - ◆ パソコンが盗難された場合、利用者様から警察へ盗難届を届け出、保険会社の審査を経て、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に、保証限度額分が割引されます。
  - ◆ 置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと保険会社により判断された場合には保険が適用されないことがあります。
  - ◆ 再購入補助利用時と同じく動産保険契約は終了し、新たに購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。

## B) NEC LAVIE SOL

- メーカー保証について
  - 期間
    - ◆ ご購入から 4 年間でメーカー保証期間となります。
  
  - 範囲
    - ◆ メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。
    - ◆ メーカー保証適用はメーカーの判断によります。
  
- 動産保険について
  - 期間
    - ◆ ご入学から 4 年後の 3 月 31 日までが動産保険適用期間となります。
    - ◆ 休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。

更新日：2026/02/03

- ◆ 退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。
  
- 範囲
  - ◆ 水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、修理費用が1年間あたり最大150,000円まで補償されます。
  - ◆ 補償限度額は毎年度4月1日にリセットされます。
  - ◆ 付属品のUSBハブは4年保証対象外です。
  
- 免責金について
  - ◆ 修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故1件につき5,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。
  
- 再購入補助制度について
  - ◆ 修理見積金額が補償限度額の150,000円を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に150,000円の補償が適用され、実質的に同額割引でパソコンを購入することができます。
    - ・ 再購入補助では免責金20,000円が発生し事実上の割引額は130,000円になります。
  - ◆ 再購入補助が適用されるにあたって保険会社による審査が必要なため、2週間程度お待ち頂くことがあります。
  - ◆ 再購入補助ご利用時、修理予定であったパソコン本体は返却致します。なお、保険制度上返却後のパソコンの利用・売却等は認められませんので適切にご自身で廃棄ください。
  - ◆ 再購入補助を適用した場合、破損・水濡れ等に対する動産保険契約は終了し、再購入補助にて購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。
  
- 盗難に対する補償について
  - ◆ パソコンが盗難された場合、利用者様から警察へ盗難届を届け出、保険会社の審査を経て、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に、保証限度額分が割引されます。
  - ◆ 置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと保険会社により判断された場合には保険が適用されないことがあります。
  - ◆ 再購入補助利用時と同じく動産保険契約は終了し、新たに購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。

### C) Apple MacBook Air

- メーカー保証について
  - 期間
    - ◆ Appleによるメーカー保証期間はご購入から1年間です。
    - ◆ ご購入から2年目以降、ご入学から4年後の3月31日まではメーカー保証と同等範囲のハードウェアに関する保証が動産保険に付属してApple正規サービスプロバイダにより提供されます。
      - ・ 動産保険に付属する保証のため、2年目以降の保証は大学在学中に限ります。

更新日：2026/02/03

- ・ 2年目以降のハードウェアに関する補償額は、後述の動産保険における保証限度額が上限となります。
- 範囲
  - ◆ メーカーが想定している通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。
  - ◆ OS やその他ソフトウェアに起因する故障の場合、Apple 正規プロバイダでは対応できず、ご利用者様から Apple へご連絡、対応して頂くことがあります。
- 動産保険について
  - 期間
    - ◆ ご入学から4年後の3月31日までが動産保険適用期間となります。
    - ◆ 休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。
    - ◆ 退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。
  - 範囲
    - ◆ 水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、1年あたり最大150,000円が補償されます。
    - ◆ 補償限度額は毎年度4月1日にリセットされます。
  - 免責金について
    - ◆ 修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故1件につき5,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。
  - 再購入補助制度について
    - ◆ 修理見積金額が補償限度額の150,000円を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に150,000円の補償が適用され、実質的に同額割引でパソコンを購入することができます。
    - ◆ 再購入補助では免責金20,000円が発生し事実上の割引額は130,000円になります。
    - ◆ 再購入補助が適用されるにあたって保険会社による審査が必要なため、2週間程度お待ち頂くことがあります。
    - ◆ 再購入補助ご利用時、修理予定であったパソコン本体は返却致します。なお、保険制度上返却後のパソコンの利用・売却等は認められませんので適切にご自身で廃棄ください。
    - ◆ 再購入補助を適用した場合、破損・水濡れ等に対する動産保険契約は終了し、再購入補助にて購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。
  - 盗難に対する補償について
    - ◆ パソコンが盗難された場合、利用者様から警察へ盗難届を届け出、保険会社の審査を経て、盗難補償により大阪大学生協で新しくパソコンを購入する際に、保証限度額分が割引されます。
    - ◆ 置き忘れや紛失など、ご利用者様の過失が大きいと保険会社により判断された場合には保険が適用されないことがあります。

更新日：2026/02/03

- ◆ 再購入補助利用時と同じく動産保険契約は終了し、新たに購入されたパソコンではメーカー保証のみ提供されます。

#### D) Apple iPad Air

- メーカー保証について

- 期間

- ◆ Apple によるメーカー保証期間はご購入から1年間です。
- ◆ ご購入から2年目以降、ご入学から4年後の3月31日まではメーカー保証と同等範囲のハードウェアに関する保証が動産保険に付属して Apple 正規サービスプロバイダにより提供されます。
  - ・ 動産保険に付属する保証のため、2年目以降の保証は大学在学中に限ります。
  - ・ 2年目以降のハードウェアに関する補償額は、後述の動産保険における保証限度額が上限となります。

- 範囲

- ◆ メーカーおよび大阪大学生協が指定する Apple 正規サービスプロバイダが想定する、通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。
- ◆ OS やその他ソフトウェアに起因する故障の場合、Apple 正規プロバイダでは対応できず、ご利用者様から Apple へご連絡、対応して頂くことがあります。

- 動産保険について

- 期間

- ◆ ご入学から4年後の3月31日までが動産保険適用期間となります。
- ◆ 休学中も動産保険が適用されますが、休学により期間が延長されることはありません。
- ◆ 退学等により大阪大学の学生ではなくなった場合は動産保険適用外となります。
- ◆ 破損/水濡れによる損害は、保証期間中2回まで補償が受けられます。

- 範囲

- ◆ 水濡れ、破損など、ご利用者様責任における事故を起因とするものは、1年あたりの保証限度額まで補償されます。
- ◆ 保証限度額はご入学から年度ごとに7万円/6万円/4.5万円/4万円と変動します。

- 免責金について

- ◆ 修理にあたって、保険適用となる破損水濡れ等の事故1件につき2,000円の免責金をご利用者様にご負担頂きます。

- 再購入補助制度について

- ◆ 修理見積により、該当年の補償限度額(同年に既に補償がされていた場合は残額)を超過、または全損と判断された場合、大阪大学生協で新しく iPad を購入する際に補償が適用され、実質的に補償限度額割引で iPad を購入することができます。(免責金2,000円の負担が発生し、実質的には補償限度額から2,000円差し引いた金額が割引されます。)

更新日：2026/02/03

- ◆ 再購入補助が適用されるにあたって追加申請が必要なため、再購入補助制度の利用申請から2週間程度お待ち頂くことがあります。
- ◆ 再購入補助ご利用時、修理予定であった iPad 本体は返却致します。なお、保険制度上返却後の iPad の利用・売却等は認められませんので適切にご自身で廃棄ください。
- ◆ 再購入補助により iPad を新しく購入された場合、その時点で動産保険は解除され、保証は新しく購入された iPad に付帯しているメーカー保証のみになります。

- 盗難に対する補償について

- iPad Air には盗難に対する補償はございません。

#### E) Apple Pencil Pro

- メーカー保証について

- 期間

- ◆ Apple によるメーカー保証期間はご購入から1年間です。
- ◆ Apple Pencil Pro についてはご購入から1年目以降、ご入学から約4年後の3月31日までは Apple 正規プロバイダが提供するメーカー保証と同等範囲のハードウェアに関する保証・無償修理が iPad Air の動産保険に付属して提供されます。

- 範囲

- メーカーおよび大阪大学生協が指定する Apple 正規サービスプロバイダが想定する、通常の使用における自然故障は無償で修理対応します。
- OS やその他ソフトウェアに起因する故障の場合、Apple 正規プロバイダでは対応できず、ご利用者様から Apple へご連絡、対応して頂くことがあります。

- 動産保険について

- Apple Pencil Pro は自然故障に対する保証のみが付帯しており、破損/水濡れ/盗難等に対する動産保険・補償はございません。

### 3. その他注意事項

- A) いずれの場合もメーカー保証適用・動産保険適用の判断は、メーカー、引受保険会社、およびそれらから委託を受けた修理業者により判断されます。
- B) メーカー保証・動産保険適用に際しては基本的に修理を実施し、本体交換を行うことはありません\*。  
※iPadを除く
- C) 記載の金額は特別に表記のない限り税込金額を指します。
- D) 保険制度により補償される金額は、パソコン本体の税抜価格が上限となります。
- E) 保険制度により補償される金額は、同年度で既に保険制度を利用していた場合、残額が上限となります。
- F) 破損や水濡れなど利用者様の過失による事故を原因とする修理では、保険適用に際して事故1件あたりパソコンでは5,000円、iPadでは2,000円の免責金をご負担頂きます。
- G) バッテリー消耗はメーカー保証・動産保険の対象外です。
- H) ACアダプタやケーブル等、パソコン本体以外の付属品は動産保険対象外です。
- I) 海外でパソコンが盗難や火災の損害に遭った際、損害内容により公的証明書が必要となります。

更新日：2026/02/03

盗難の場合：現地警察のポリスレポートなど

- J) 海外使用時の事故、電圧による故障についてはメーカー保証・動産保険の適用外であり、有償修理となります。
- K) 大阪大学生協とご利用者様間での物品受け渡しに関わる送料はご利用者様のご負担となります。
- L) 破損・故障等の際には速やかに修理をご依頼ください。破損・故障等の後もご利用を続けられていた場合、通常利用に問題なしとして動産保険の適用外となる可能性があります。
- M) 修理等に際して、荷物の送付受け取りなど海外拠点とのやりとりは対応いたしかねます。
- N) 次の場合は保証・保険の対象外です。
  - 地震、噴火、津波、雨など天災によって生じた損害
  - 詐欺、横領などによって生じた損害
  - 故意または重大な過失に起因する損害
  - 戦争、暴動または公共機関による差し押さえなどによる損害
  - 置き忘れや紛失
  - 第三者に賠償請求が可能である損害
  - 購入者が大阪大学の学生ではなくなった場合
  - メーカー保証適用・動産保険適用の判断は、メーカー、引受保険会社、およびそれらから委託を受けた修理業者により対象外であると判断した場合 等

#### 4. メーカー保証・動産保険適用例

以下に挙げるものは想定事例であり、必ずしも同様の状況で同じ結果になるとは限りませんので予めご了承ください。

##### A) 例1

- Panasonic FC6 を購入し、2027年12月(≒2年生)の時に破損。修理見積が100,000円だったので、自己負担額は免責金5,000円のみで修理。
- その後2028年7月(≒3年生)でメイン基板故障により起動しなくなる。通常修理の場合費用が120,000円発生するが、メーカー保証範囲のため無償修理。
- その後2030年1月(≒4年生)に再度破損、修理見積が200,001円以上だった。再購入補助が適用され、修理せずに大阪大学生協で再購入補助として200,000円割引で新品のパソコンを購入。(免責金20,000円が必要になるため実質は180,000円割引)
- 再購入補助を利用したことで動産保険は終了となり、保証は新たに購入した商品のメーカー保証のみとなる。

##### B) 例2

- MacBook Air を購入し、2026年10月(≒1年生)の時に水濡れにより修理。修理見積が150,000円だったので自己負担額は免責金5,000円のみで修理。
- 2028年10月(≒3年生)の時に破損、修理見積が150,001円以上だった場合。修理せずに大阪大学生協でパソコンを購入する際に再購入補助として150,000円割引。(免責金20,000円が必要になるため実質は130,000円割引)
- 再購入補助を利用したことで動産保険は終了となり、保証は新たに購入した商品のメーカー保証のみとなる。